

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成26年3月24日（月）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 奥山委員 間野委員 坂本委員 西川委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 26 年 3 月 24 日（月）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
「スマートフォン・ケータイ等に関する保護者向けリーフレット」の発行について ほか
- 3 要望審査
受理番号 13 小中一貫校の設置に関する要望書
- 4 審議案件
教委第 75 号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について
教委第 76 号議案 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について
教委第 77 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について
教委第 78 号議案 学校運営協議会を設置する学校の再指定について
教委第 79 号議案 学校運営協議会委員の任命について
教委第 80 号議案 学校運営協議会委員の任命について
- 5 委員長選挙の件
- 6 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。3月10日に急施で行いました教育委員会臨時会の会議録の署名者は、坂本委員と西川委員です。

会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、前回3月14日の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長 【教育長一般報告】

1 市会関係

- 3/17 こども青少年・教育委員会
- 3/20 予算特別委員会連合審査会（総合審査）
- 3/24 予算第一特別委員会（採決）

報告させていただきます。

市会関係です。3月17日にこども青少年・教育委員会が開催され、議案は、市第106号議案、予算関連の教育委員会部分ほかです。

それから、もう1件、横浜市民読書活動推進計画（案）についての御報告をさせていただきます。

3月20日は、予算特別委員会の連合審査会（総合審査）を行いました。

3月24日、今日の午後ですけれども、予算第一特別委員会の採決があります。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 「スマートフォン・ケータイ等に関する保護者向けリーフレット」の発行について
- 小中学校の通学区域の設定及び変更に関する教育委員会規則の一部改正に係る平成25年度実績について

次に、教育委員会関係です。主な会議等はありませんでした。

報告事項について御報告させていただきます。「スマートフォン・ケータイ等に関する保護者向けリーフレット」の発行につきまして、後ほど所管課から説明

をさせていただきます。

もう1点、小中学校の通学区域の設定及び変更に関する教育委員会規則の一部改正に係る平成25年度の実績について、これも所管課から別途御報告をさせていただきます。

報告事項は以上です。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、御質問等ございますか。

御質問がなければ、先ほど教育長より別途所管課から説明とありました「スマートフォン・ケータイ等に関する保護者向けリーフレット」の発行について説明をお願いします。

斉藤健康教育・人権教育担当部長

健康教育・人権教育担当部長の斉藤でございます。お手元でございますように、人権教育・児童生徒課から保護者向けリーフレットを発行しまして、3月20日の予算特別委員会連合審査会で民主党の五十嵐議員より御質問いただきまして、当日、記者発表した内容でございます。

それでは、詳細につきましては、課長より説明させていただきます。

酒井人権教育・児童生徒課長

人権教育・児童生徒課長の酒井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

皆様方には1枚物の資料と、それから、やや厚めの紙で見開きになっているリーフレットを御提示申し上げているかと思えます。

スマートフォンの、子供たちへの急速な普及に伴って、実は今年度6月、7月頃から、学校からも幾つかのトラブルが生じているとの報告を受けておりました。そして、この8月でしたでしょうか、広島県で16歳の少女が、やはりこのような機器を端に発して、集団から殺害されるということもございまして、この問題は避けて通ることができないということで、急ぎ取り組んだものでございます。

スマートフォン・ケータイ等から子供を守り、保護者と学校が同じ視点を持って子供の心を育むことに取り組めるよう作成したものでございます。

なお、御案内のとおり、スマートフォン・携帯電話は、保護者が買って、子供に貸与するものでございます。このリーフレットは、子供たちが安心して安全に利用するために、保護者として理解して欲しいことを中心に、人と人が直接向き合うコミュニケーションの大切さを伝えたいと願って作成したものでございます。

中をご覧いただきたいのですが、具体的に、フィルタリングの設定や誹謗中傷への対処方法など、子供を守るために必要な知識でございますとか、また、家庭でのルールづくり、これは一番最後の面に、リーフレット作成の検討委員会の委員である市P連の役員のお考えを入れさせていただきながら、家庭での約束を子供と一緒につくるといったところから、親が子供に伝えていただきたい、そういったものでございます。

このように、保護者が具体的に活用できる内容を記載してございます。

なお、32万部を作成いたしまして、今後、入学式等多くの保護者が集まる機会、さらには地域等にも配布しながら、共にこの課題について取り組んでいきたいと願うところでございます。

詳しくは、後ほどご覧いただきたいのですが、見開きのところには、保護者に是非御理解いただきたい内容について、Q&A形式で簡単に記載してございます。こういったものが契機となりながら、本市からこの課題が少しでも減少できるよう願っております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

今田委員長

所管課から説明が終わりましたが、何か御質問等ございましたらどうぞ。どうぞ。

奥山委員

ありがとうございます。様々な事件等もあって、そのことも踏まえて横浜市のほうでなるべく早くということで、このようなリーフレットを作っていただきまして、ありがとうございます。

こういったSNSの急速な普及は、親御さんのほうの戸惑いもなかなか大きいと思うんですけど、まずは、家庭の中でこういったお子さんとのルールづくりを、御夫婦で、また家族全員で話をするということが非常に大事だということは、そのとおりだと思います。

一方で、保護者としてお子さんになかなかうまく伝えられない家族などもあることを考えますと、保護者同士がこういったことについてざくばらんに話し合える機会も、とても大事だと思います。チラシ、リーフレットを配るのに併せて、是非学校での懇談会等でテーマを挙げて、保護者自身ができないことや、分からないこと、具体的に子供との関係で困っているようなことも含めてお話ができる機会をつくるということが大事なかなと思います。また、こういった勉強会などもPTA等で実施されている学校も多いと思うんですけど、本当に気軽な形で参加できる機会を併せてたくさんつくっていただきたいなと思っていますので、もし何か計画とかがあれば教えていただきたいです。いかがでしょうか。

今田委員長

どうぞ。

酒井人権教育・児童生徒課長

奥山委員の御指摘のとおりでございます。一つには、入学式等でということも申し上げましたけれど、入学するのはごく限られた子供だけでございます。実は、年度当初に懇談会等がございまして、比較的多くの方々に御参加いただけるということですので、学校長にはその機会も活用してということも伝えてございます。

それから一方で、子供たちに対するいわゆる情報モラル教育の推進ということがございます。これは、今後意識して私どもは取り組んでまいりたいと思いますし、また、学校から求めがあれば、例えば専門家の方を学校に御紹介申し上げるとか、いずれにせよ、このリーフレットをきっかけに、保護者同士、あるいは保護者だけではなく地域の方を含めた、子供の周りの大人たちが、意識をもって取り組んでいただくということが何より重要なことだと考えております。いただきました意見も参考にしながら、今後進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

今田委員長

他にありますか。よろしいですか。どうぞ。

坂本委員

大事なことだということで、これは大変良いものをおつくりになったと思うのですが、これだけの心を遣わなきゃいけないことというのは、親もそうですけれども、学校でも相当いろいろあるはずですよ。どういう心構えでやっているかとか、それから、実際に子供がスマートフォンやケータイを持って来たときに、それを学校でどう扱っているかとか、各校で違うのかもしれないし、子供同士でどういう取り決めをしている学校があるかとか、それから、さっきおっしゃったように、懇談会でどういうことをしていて、月に何回開いているかとか。

人にもものを説得させるときは、その説得する側が自分たちがどれだけの努力をしているかということを書かないと、やっぱり迫力が無いんですよ。例えば、私が転入生の親だとしますと、これを読んで、ああ、家でやらなきゃいけないんだなど。学校では一体何をしてくれているんだろうかなど、そういう疑問がまず湧くわけですね。ですから、教育委員会の出すものについては何でも、私は常にそう思うんです。自分たちはこの問題を認識しているから、自分たちの立場としては精いっぱいやっている、けれども、それでは、とても基本的に追いつかない。時間的に、全部を学校がカバーしているわけじゃないので、だから家庭でこういうことをしっかりやってくれないと、学校でやっていることも、もうざるに水を入れてるみたいなものになりますよ、というような、そういう形の説得というのは、非常に必要じゃないかと思います。

どうも教育委員会を見ていると、お説教的な、あなたは何をしなさいというのが多いので、一言申し上げました。やっていらっしゃるのはきっとやってらっしゃる。何をやっていらっしゃるのか、今ちょっと一言聞かせていただければありがたいですし、そのことをやっぱりちゃんと先に分かりやすく言った方が良いと思います。こんなにやっているんですよ、こんなに自分たちは心を砕いているんですよ、それなのに親御さんが放っておいて良いんですかと、そういった絵にならないといけないんじゃないかと思います。

今田委員長

どうぞ。

酒井人権教育・児童生徒課長

まず、こういった情報通信機器なんですけれども、国のほうも公立の小中学校の校内の持込みは原則禁止という方針がございますし、本市においても平成20年10月に学校には持込みませんということを宣言し、保護者側にも御理解いただいたと考えております。

しかしながら、率直に申し上げて、以前はケータイでしたが、今はいわゆるSNSで、どんどん機器が変化して行って、私どもも、1年後、2年後は何なのかということも想像するのですが、もちろん分からないんです。ただ言えることは、どのように機械・機器が進歩しても、やはりコミュニケーションを直接することの重要性とか、最後は、心と心のやりとりで、これをもって解決していかなくちゃいけないと思っております。

坂本委員がおっしゃられたように、そういったあたりを、このリーフレットにも強調して書いたつもりですけれども、もちろん学校の先生方も一生懸命やってくさっているんですが、突き詰めて考えると、まず、親子の会話、そこから入っていく必要があるでしょう、親が貸与するものですから。それを貸与したことによって、それ以降、親としての関わりが無いということはおかしい話でございますので、繰り返しで恐縮ですが、恐らく1年後、2年後、3年後、新しい機械が出て、自身は変わらないんじゃないでしょうか。

全く手前味噌な表現でございますけど、実はこの後、これと同時ぐらいでしたでしょうか、国もリーフレットを作りました。私どもがこちらを御案内させていただいておりますとおり、これは危険でいけませんという表現はどこにも書いていないんです。これを使うのを前提として、それなら良い使い方となるように作成しました。国も全く同じ方向で、極めて類似するリーフレットを作られて、私ども学校の先生達や専門家、あるいは市P連の役員さんたちから、いろいろ御意見をいただいたことが間違っていなかったと思うところでございます。

繰り返しで恐縮です。やはりこれは、お一人お一人、保護者が今後お困りになる可能性もありますので、何とか保護者の力を借りて、やらせていただきたいと

いう意思の表れというふうに御確認いただければと思います。

奥山委員 一言だけいいですか。

今田委員長 どうぞ。

奥山委員 ありがとうございます。例えば、このパンフレットの一番最後のところに、我が家でのルールづくり（案）として、夜9時以降にメールはやめるというのが入っているわけですね。これをやるときは多分家族で決めるのでしょうけれど、子供たち自身も考えていくことが必要だと思います。ずっとおっしゃっているとおり、保護者は保護者で家庭でのルールをつくるし、子供たちは子供たちで、仲間の中でどうするっていうことも必要になってきます。いろんな立場で、このことをそれぞれの立場で考えていくということが、すごく大事だということだろうと思います。子供たちのことも以前にも教えていただいたことはあると思うのですが、やはりそういうのを重層的にやっていかなければいけませんし、例えば、土曜日の授業などでも、こういうのを取り上げていただいて保護者もそのことを聞くとか、地域の方が聞くという中で一緒に考えるというようなことで、学校それぞれがたぶん取り組んでいらっしゃることだろうと思います。そのきっかけとして、じゃあ家族ではやるけれど、そこだけではできないよね、というようにそれぞれの立場でうまくやっていくためには、大変ですがやっぱり先生が学校の中で、家族でのルールづくりのことも、それから地域も巻き込んでというところも全部やらないといけないっていうのが、そういうことだろうと思います。そこは本当に学校がきっかけづくりをしなくてはいけないのかなと思いますので、よろしく願いいたします。私たちも一緒に考えていかななくてはいけないと思います。

坂本委員 よろしいですか。

今田委員長 どうぞ。

坂本委員 今、酒井課長がおっしゃったこと、私は全くそのとおりだと思うんです。そこは否定していないんです。だから、本当に人の心を動かすには、先生たちがこんなに心を痛めてここまでやっている、それから学校でこういうもののリテラシー教育もどういう時間にやっている、また子供たちがお互いに話し合って、どういうルールを決めなさいということも学校でやっているということを、示すことだと思います。それからまず学校内への持込みは禁止して、そこでのトラブルは無くしていると思いますが、外へ出てからトラブルになるわけです。だから全体を見て、要するに親を説得するんじゃないくて、世の中全体、こんなにこの問題で必死になっているので、その中のあなたの役目はこれですよということを言わないと、なかなか今の世の中動かないんです。全てそうなんですよ。そうじゃないと、うるさいことを言うとか、面倒臭いとか、学校は学校で子供を学校に預けてるんだからちゃんとやったらいいじゃないかと、今はそういう親が多いんですよ。

それから、さっき学校でも持って来ないことを決めて、親にちゃんと周知しているとおっしゃいましたけれども、実は徹底はされていないんですよ。周知というのは、もう何回も何回も何回も耳にたこができるほどやらないと徹底などされっこないのです。1回か2回言っても、親のそっちの耳からこっちの耳に消えて

しまうんですね。

だから広報というのは、もう本当にやろうと思ったら、しつこく、しつこく、しつこくあらゆる機会チャンスを使ってやるんです。そういう意味では、このチャンスはものすごく良いと思います。今までこうなっていましたという1ページを加えて、こんなに今までやってきたけどだめなんです、だったら親がやっぱり根本からやらなきゃだめじゃないですかという、何か、そういう止むに止まれぬ情熱というのでしょうか、ほとぼしするような訴えがやっぱり欲しいんですよね。いつも見ると、淡々と正しいことを書いて、あなたの責任はこうですよ、やるべきことをやりなさい、というのも正しいんです。正しいのですけれども必要十分ではないと思います。これは私がいつも感じるものですから、今お答えがあったのに、しつこく言っすみませんでした。これを作り直しなさいという話ではないですけれども、これからこういうものをいっぱい作るでしょうし、例えば、どこかで広報するときは、ここに書いていなくても、前段はその話を十分にした上で、これを徹底して欲しいというふうに、切にお願いしたいと思うので、今の回答はもう十分だったのですけれども、敢えてもう一度追加させていただきました。

今田委員長

はい、どうぞ。

西川委員

すみません。子供の心を育てこそ、ということで本当に素晴らしいリーフレットだと思います。今、現実には私たちが思っている以上に、子供の世界では非常にこの内容を通して、障害がたくさんあるように私は感じております。大人も歩きながらケータイをやったり、スマホをやったり、いろんな状況を見て子供は見ています。けれども、やっぱり子供にも、こういうことなんだよ、自分の身を守るんだよ、ということをは是非道徳とか学活とかでも訴えて欲しいです。それから、3月、4月といったお祝いの時に、おじいちゃま、おばあちゃまたちが相当与えてくれちゃうんですよ、良いものを。そうすると、もう面白くて面白くて、手離せないんですね。だから、持って来てはだめだよって言っても、忍ばせたりとか、学校でのトラブルも多々あるようですので、やっぱり見守って、いろんな所で目を光らせながら、何がいけないんだということをしっかり教えていただければ良いのかなと思います。ただ、学校の生徒指導上でプラス面もあるんですよ。周囲と話ができなくて不登校になってしまっているけれども、そういう物をうまく使って学校に来られるようになるという例もあると思います。プラスに使えることなら良いのですが、大人が歩きながらとか、電車に乗っても皆さん使っていますよね。そういう場面を子供が見ていると、ああ自分もやりたいなという気持ちになってしまうんじゃないかなと思うんです。その辺のマイナス面も含めて子供によく教えていただければ、またそういう機会を与えていただければと思います。

今田委員長

では私も一ついいですか。今、坂本先生がおっしゃったこの話についてです。今回は比較的薄いパンフレットで、これは教育委員会事務局全体において資料を作る時に言えることだと思うのですが、みんな割かし謙虚ですから、自分たちの努力というのを言うていくことに何となく躊躇があるのかも分かりません。でもやっぱり心に響くためには、自分たちもこれだけやってきているということを少し言わないと、受け止めるほうは何かびんとこない。何か核の部分、一番ベースの部分から離れた感じで響いてくる。謙虚な姿勢が大事なんだけど学校でいろいろやっている部分を言わないと、やっぱり保護者に届かない。

これは今、たまたま酒井先生がお話になっているけれども、それは他のことについても、新しく計画を作っていく時の中にも、そういう感性がどこかに入れておくことが必要だと思うんですね。学校はこれだけいろいろやっているけれども、足りない部分があって、それだけじゃいけないというような、みんなが気がつかないことを坂本先生にうまく指摘していただいたなと思います。みんなの努力を良い意味でイメージすることによって、結果としてできた資料がより効果的に相手に響くんじゃないかなと思います。そこを少し工夫していただくと、特に先生のところはいろんな現場にたくさんプロパガンダというか、情報を流す部分が多いでしょうから、また一つ工夫していただくとありがたいですね。

間野委員

非常に目配りの行き届いた良い資料だと思います。ただ、これがいじめ根絶に向けた取組の第11弾であるというのは、これだけ見ると分からないんですね。やっぱりそこは、そういういじめがあるんだっていうことを渡す時に、はっきりと伝えるべきだと思います。それが大きな問題になってきていて、いじめ根絶の流れなんだ、スマートフォンルールっていうのを家庭でつくるのも良いけれど、それよりもいじめが起きて、今先生方も対応に必死で、その流れなんだということはいくらも伝えられたほうが現場にも役立つんじゃないかなと思いました。どうもありがとうございます。

今田委員長

よく勉強させてもらいます。やっぱり基本的なことが書いてあるなと思っていきます。本当に勉強します。いろいろ意見がありましたけれども、一つまたよろしく願います。ありがとうございました。

それでは、次に、「小中学校の通学区域の設定及び変更に関する教育委員会規則の一部改正に係る平成25年度実績について」、説明をお願いします。

佐竹施設部長

施設部長の佐竹でございます。小中学校の通学区域の設定及び変更に関する教育委員会規則の一部改正については、平成25年6月5日に行いました。内容は、軽易なものについて教育長専決とするというものでございます。

それ以降の実績について、本日、御説明させていただきたいと思っております。

学校計画課長からご説明いたします。よろしく願います。

須藤学校計画課長

学校計画課長の須藤でございます。よろしく願います。

資料にございますとおり、小中学校の通学区域の設定及び変更に関する教育委員会規則の一部改正以降、「軽易な通学区域の設定及び変更」を事由に、教育長専決で規則を改正した件数は、合計15件でございます。

それでは、平成25年度に小中学校の通学区域を設定及び変更した内訳について、説明させていただきます。

まず、学校統合、学校の新設等、特に重要な規則の改正については、計2件でございます。内訳は飯田北小学校、いちよう小学校の学校統合に伴う通学区域の変更、それから、左近山小高小学校、左近山第一、第二小学校の統合に伴う左近山中学校の通学区域変更に関するもので、教育委員会に付議させていただき、規則を改正したものです。

2番目は、言わば登記法の関係ですが、住居表示の実施によるものが1件、土地の分筆等に伴う新たな地番の指定等によるものが6件、計7件を教育長専決で規則を改正したものです。

次に、今回の報告事項でございますが、軽易な通学区域の設定及び変更の件数は計15件でございます。教育委員会の議決を経て、平成25年6月5日に「教育長

に委任する事務等に関する規則」を一部改正し、第4条第1号の2の規定により、教育長専決で通学区域を変更したものです。

軽易な通学区域の設定及び変更については、例えば、小学校と中学校の通学区域を一致させて欲しい、児童・生徒の交通安全のために通学区域を変更して欲しい、自治会と通学区域がずれているので変更して欲しい、といった地域要望に基づいたもので、私どもで現地を調査し、学校や自治会の方々との話し合いを経て、住民の合意をいただきながら、最終的に教育長専決で規則を改正したということでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。何か御質問等ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。それでは、御苦労さまでした。

次に、御質問等がなければ、議事日程に従い、要望審査に移ります。

受理番号13の要望書について、審査を行います。

所管課から説明をお願いいたします。

入内嶋指導部長

それでは、失礼いたします。指導部長の入内嶋でございます。

受理番号の13番、小中一貫校の設置に関する要望書につきまして御説明をさせていただきます。

昨年11月1日に要望者代表の緑園連合自治会会長の長谷川様及び緑園中学校設置推進協議会代表の石田様から「(仮称)緑園小中一貫校の設置について」という要望書が提出されました。11月から今月まで少しお時間がかかったわけでございますけれど、この間、私ども所管のほうで保護者の思いや、また、地域の願い、また児童生徒数の今後の推移、地域開発、さらには予算面等、市全体の状況を勘案して検討してまいりました。

これにつきまして、要望書の趣旨、理由及び要望書への回答の考え方を、担当課長から御説明をさせていただきます。

西野小中一貫校推進担当課長

小中一貫校推進担当課長の西野です。よろしく申し上げます。

では、お手元の要望書をご覧ください。

第1、要望の趣旨ですが、横浜市泉区緑園地区に、横浜市教育委員会が構想する小中一貫教育に基づく小中一貫校を設置、実現いただけますよう要望いたします。

第2、要望の理由(骨子)ですが、主な点を読み上げます。

1の2行目をご覧ください。緑園地区に公立中学校を誘致しこれを実現することは、緑園地区および周辺地域住民の悲願であること。

1枚、おめくりいただきまして、裏面の2ページをご覧ください。中段のところでございます第3、要望の理由(補足)のところの②でございますが、現在緑園地区の指定校である、岡津中学校または名瀬中学校は地区から遠方に所在し、地元小中一貫校が誘致されることにより、通学する中学生の不安を解消し、かつ、岡津中学校および、万騎が原中学校などの過密状態解消に資すると思われること。

続いて、③ですが、地元公立の小中の学校が設置されることにより、大規模災害に備えた防災訓練の実施、個別支援学級の確保、および世代を超えた地域コミュニティの中心的拠点の確保ができること。

続いて2でございますが、緑園地区に公立の中学校を誘致・実現したい熱意は一貫していること。

続いて、下のほうの3の2行目のところでございますが、当該事業決定につき地元の支援、協力を惜しまないものであることを単位自治会の代表者の連署も添えてお伝え申し上げたいという内容になっております。

続きまして、以上のような要望書を受けまして、要望書への回答の考え方について3点御説明いたします。

まず1点目でございますが、「横浜市における小中一貫校の基本方針（中間まとめ）」においては、「小中一貫校の形態は、小学校と中学校の通学区域が一致する一小一中であり、かつ、一体型、小学校と中学校の校舎が同一、又は併設型、小学校と中学校が隣接を基本としています。

「ただし、①地域からまとまった要望があり、②既存の学校施設も活用することにより、一小一中、一体型又は併設型の小中一貫校ができる場合、『横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針』によらない学校の統合・新設での小中一貫校の設置も検討する」としています。

続いて2点目ですが、当該地区の児童生徒数の推移や地域の状況などを踏まえると、現時点で緑園地区の2つの小学校を1つの小学校に統合することは困難であるため、小中一貫校を設置することは難しいと考えます。

3点目です。しかしながら、地元の皆様から長年にわたる要望が出されていることを受け止め、併せて、本市全体での地域開発等に伴う児童生徒数の増減への対応や、国際都市横浜にふさわしい新たな教育を検討する中で、特色ある小中一貫校や中学校等の建設の可能性について検討してまいります。

以上3点で要望書への回答の考え方を御説明いたしました。説明は以上です。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。何か御質問等ございましたらどうぞ。

坂本委員

今、御説明になったことの趣旨は、とにかく難しいけどもやりますということと考えていいわけですね。

入内嶋指導部長

現時点では、先ほど御説明申し上げましたように、2つの小学校が今適正規模であるということです。推計でも五、六年後に11学級以下にはならないという現状がございます。しかしながら、新規の開発とか、今後の児童数の推移とか、そういうことによって統合が必要になってくる場合も想定できますでしょうし、そういうような流れの中で、今後、状況も踏まえながら検討していきたいということでございますので、現時点では厳しいというようなお答えとなります。

坂本委員

今は、基本的に難しいけれど、難しいと言い切ることはしないで、今おっしゃったように、流れの中で検討していきましようということですね。そういうふうにとってよろしいですか、今の御説明は。

入内嶋指導部長

はい、そうです。

坂本委員

そうするとその中で、どういう条件ができればやっていけるというようなことを今後詰めていくということですか。

入内嶋指導部長

そうですね。

坂本委員	そうすると、今地元の受け止め方としては、どうすることを期待しているのですか。要するに難しいということをお願いしたいのか、それとも難しいけれども、自分たちとしては何とかしようという気持ちがあるということをお願いしたいのですか。
入内嶋指導部長	よろしいですか。
今田委員長	はい、どうぞ。
入内嶋指導部長	<p>地元の方々、それから、保護者の方々の御意向等を踏まえますと、緑園地区に中学校を設置することは、どなたも希望されているんですが、今、緑園東小と西小、東小の隣に予定地があるわけですけど、東小と西小が一つになってということについては、まだ時期尚早なのではないかというような、保護者の皆様の中にそういう御意向があるわけですね。したがって、今の段階で、やりますとか、やりませんとかっていうことは、申し上げられないということがございます。</p> <p>ですから、ゆくゆくは、そういうふうには児童数が減ったり、または、統合のような状況になって、先ほど課長から御説明申し上げましたように、一小一中のような形になっていった場合ということが1点考えられるとともに、それから地域の総合開発とか、横浜市全体を見渡したときに、特色ある学校づくりとか、今、国のいろんな流れがございますので、そういう時点でまた検討していきましようというようなお話を私どもは考えております。地元の皆さんは、とにかく中学校は作ってほしいという思いは、ずっとお持ちでございます。</p>
坂本委員	何か、どちらを向いているお答えなのかなと思います。聞いたほうが、それをどういうふうにするのかなと思います。今のは中立ですね。どちらにも行かない。基本的には難しいけれど、いろいろな中で、中学校は別ですよ、考えていきましようという、暫定的な、そういう感じをお伝えするということですね。
入内嶋指導部長	そうですね。
坂本委員	私がもしこれを聞いたら、何て聞くだらうな、どう理解したらいいんだらうなと思いました。物すごく難しいことは前から伺ってますけれど、やっぱり何かお返事をされたときには、みんなの心に残るものですから、その残り方がどうなるのかなと思って、ちょっと確かめただけです。
今田委員長	よろしいですか。それでは、他に御意見がなければ、受理番号13の要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	<p>では、承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。</p> <p>以上で要望審査を終了いたします。御苦労様でした。</p> <p>次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。</p> <p>まず、会議の非公開について、お諮りします。</p>

教委第79号議案及び教委第80号議案は「学校運営協議会委員の任命について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、教委第79号議案、教委第80号議案については、非公開といたします。

議事日程に従い、教委第75号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」所管課から説明をお願いします。

高家職員課長

職員課職員課長の高家です。

川田法規争訟
等担当係長

職員課法規争訟等担当係長の川田と申します。よろしく申し上げます。

高家職員課長

それでは、教委第75号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」御説明いたします。

2ページをご覧ください。改正の理由でございますが、横浜市教育委員会の新たに設置した附属機関に関し、事務分掌を定めるなどにより一部改正を行うものでございます。

それでは、4ページ以降にあります新旧対照表に基づいて改正の内容について御説明をさせていただきます。

左側が現行、右側が改正案となっております。なお、改正箇所については、下線を引いております。

初めに、9ページをご覧ください。上のほうの施設部学校計画課の事務分掌の第3号に、附属機関として設置した横浜市学校規模適正化等検討委員会について加えております。なお、その関係で、第3号が第4号に条項がずれております。

恐れ入りますが、続いて13ページをご覧ください。中ほどの人権教育・児童生徒課の事務分掌の第4号に条例で設置いたしました横浜市いじめ問題対策連絡協議会について加えております。また、第5号に附属機関の横浜市いじめ問題専門委員会について加えております。

同じページの一番下をご覧ください。健康教育課、給食係の事務分掌の第6号でございます。4月1日から公益財団法人横浜市学校給食会の名称が、公益財団法人よこはま学校食育財団に変更することに伴う改正でございます。

以上が改正の主な内容になります。それ以外に条文の文言の整理等に関する改正をしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、御質問等ございますか。よろしいですか。特に御意見等がなければ、教委第75号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。御苦労さまです。

次に、教委第76号議案「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について」所管課から説明をお願いします。

高家職員課長

それでは、引き続き教委第76号議案「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について」御説明いたします。

2ページをご覧ください。改正の理由でございますが、教育委員会の任命する再任用職員の一部につきまして、勤務時間を変更する等のため改正をするものでございます。

それでは、新旧対照表に基づいて説明をさせていただきます。5ページをご覧ください。左側が現行、右側が改正案となっております。この表は、図書館に勤務する再任用の短時間勤務職員の勤務時間等に関するものでございます。

表の中段にございます中央図書館長に関する規定を改正案で削除しております。これは、来年度以降年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、再任用の任用形態がフルタイム化することに伴いまして、中央図書館長という責任職に再任用職員を充てる場合、フルタイムの勤務となるということでございますので、当該規定を削除するものでございます。

また、地域図書館につきまして、名称が本市のこの例規によって地域図書館という呼称がついてないということでございますので、右側の改正案にありますとおり、中央図書館以外の図書館という表記に改めております。

また、一番下のサービス課の勤務を要しない日を改正案では削除しております。これは、課の組織順に表の内容を並びかえました関係で、調査資料課の内容と同じ内容となるため、まとめて表示をしたことによる削除という理由になっております。

6ページをご覧ください。この表は事務局に勤務する再任用の短時間勤務職員の勤務時間のものでございます。東部学校教育事務所教育総務課の規定を削除しております。所長につきましては、中央図書館の館長と同様、再任用職員を充てる場合フルタイムでの勤務となるということで、この規定を削除するものでございます。また、同課の職員について、現在のところ短時間勤務の再任用職員を配置する予定がないため削除をしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終了しましたが、御質問等ございましたらどうぞ。

よろしいですか。御意見等がなければ、教委第76号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。御苦労さまでした。

高家職員課長

ありがとうございました。

今田委員長

次に、教委第77号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」所管課から説明をお願いします。

入内嶋指導部長

指導部長、入内嶋でございます。教委第77号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」について、ご提案させていただきます。

まずこれは、新規の指定校についてでございます。担当課長から詳しく御提案させていただきます。

上條指導企画
課長

指導企画課長の上條でございます。よろしく申し上げます。

まず、教委第77号議案の1ページをご覧ください。今、部長からお話がありました、新規指定による設置を申請している学校について御審議をお願いいたします。

2ページ、3ページをご覧ください。提案理由は、学校運営協議会の設置等に関する規則第3条に基づいて、川井小学校他9校の新規指定をしたいためです。

指定日は平成26年4月1日で、平成29年3月31日までの指定となります。

4ページをご覧ください。1(2)の累計ですが、今回、申請校を含め109校93協議会になります。2の全体的な特徴等をご覧ください。

(1) いずれの学校も、学校と地域をつなぐ役割を担い、学校運営に直接参画できる組織を目指しております。

(2) 組織の体制は、協議会内に専門委員会を位置付け、課題別の協議を行い、下部組織と連携して学校運営を補佐していく組織となっております。

(3) 今回の新規指定校は全て単独校の申請となっております。

(4) 美しが丘西小学校は、文部科学省の学校運営協議会導入に関する研究指定を受け、来年度2年目を迎えます。

(5) 若葉台特別支援学校は、特別支援学校として市内で初めての申請校となります。

各学校の詳細については、7ページ以降にございますが、3の見ていただいている4ページの3の各校の申請概要で、特色のある協議会について御説明をさせていただきます。

(1) 川井小学校(旭区)です。家庭が学校と連携して子供を育むため、地域の教育力を生かすとともに、ズーラシアや地域の企業との連携をねらいとしています。

5ページをご覧ください。(3) 若葉台特別支援学校(旭区)です。障害のある児童生徒が自立の基礎となる、人との関わり方を学び、学びの場を広げ、地域と共に子供を育てるA部門と、地域の学びの場として就労を目指すB部門とがあります。

(4) 杉田小学校(磯子区)です。商店街、工場、寺社や貝塚古墳などを活用した教育を進めるとともに、「学校大好き・このまち大好き・杉田っ子」の学校教育目標の具現化のために設置を考えています。

1枚めくっていただいて6ページをご覧ください。一番下の(10) 鴨志田緑小学校(青葉区)です。学校教育目標である「ふるさとに学び ふるさとで遊び ふるさとを愛する 鴨志田緑の子」という学校教育目標の具現化をねらいとしております。

全部で10校ございますが、今は特色のある学校だけ御説明させていただきました。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終了しました。御質問等ございましたらどうぞ。どうぞ。

間野委員

この10校に関しては、特に異論はございません。一方で、学校運営協議会の規則ができて8年が経つのですが、小中高見ても、未だに設置校数が学校数の20%程度しかなくて、8割近くは設置していません。この理由はどんなふうに分かれていますでしょうか。

入内嶋指導部

よろしいですか。

長

今田委員長

どうぞ。

入内嶋指導部長

この間、やはり校長先生方のお話を聞きますと、今現在、まちとともに歩む学校づくり懇話会というものが設置されているというようなことが1点あるかと思えます。懇話会は、それぞれ学校が地域に支えられておりますので、地域の方々に参加してもらえます。そういう存在があるのでという理由が一番大きいかなと思えます。

従って、学校運営協議会といえますと、規則上も今、15人というところがございまして、そこで人を絞り込まなくてはいけないということを考えられる校長先生がいらっしゃるというのが1点あるかと思えます。

それから、2点目は、学校運営協議会が人事に関して意見を述べることができるということです。これは学校長の承認を得て人事課のほうにやってもらうということもございしますが、少し人事のことについて御意見の伺い方というのは大変難しい側面があるのではないかと、そういうことが少し二の足を踏むというような側面もあろうかと思えます。

それから、やはり学校運営への参画というものをどう捉えるかということによって、学校運営に参画してもらうことの意識の問題がまだまだ十分に私どものほうから浸透させていない部分があろうかな、というような3点を挙げさせていただきました。

間野委員

ありがとうございます。2割の運営協議会を設置した学校と設置していない8割の学校で、何か顕著な違い、つまり設置したことによる効果っていうんでしょうか。それはどんなことがあるのでしょうか。

入内嶋指導部長

よろしいですか。

今田委員長

どうぞ。

入内嶋指導部長

この学校運営協議会の良さについて、ガイドを作って学校にも発信をしているのですが、学校の中に新しい風といいますか、客観的な立場でものを言っていたかと思っております。まち懇の皆さんの中には客観的に言ってくださる方も当然いらっしゃるわけですが、どちらかというところ、学校を支えていこうという気持ちのほうがお強いといいますか、そういうふうな学校に対して連携、協力をしてくれるかと思っております。

一方、学校運営協議会は、もちろんそれも大事にしつつ、客観的に見たときに、もっと学校運営をこうしたほうがいいんじゃないかとか、行事はもっとこういう時期にやるよう精選したほうがいいんじゃないかとか、先生方の授業力をもっとこういうふうな上げてほしいとか、そういう客観的な言葉をいただけかと思っております。とりわけ本市も学校評価というものをご学校が行っているわけですから、その学校評価に対して、適宜適切に助言をいただけるというのは、やはり学校運営協議会を設置している学校の校長先生方の主な御意見かなと思えます。

間野委員

もしそのような顕著な効果が認められるのであれば、もっと積極的に推進して

いく必要があると思いますし、その情報がその8割の校長先生にも十分に伝わっていないのであれば、伝えていく努力をしていただきたいと思います。

以上です。

今田委員長

ほかにありますか。どうぞ。

坂本委員

今、間野先生がおっしゃったことは、私も大切なことだと思うのですが、学校運営協議会のほうが上位概念で、なるべくそこへもっていきたくて考えるか、それとも、地域の学校における授業などに入り込まないとこの学校はだめだから、是非入り込みたいという考えもあると思うんです。そういう意欲とかは、やっぱりばらばらだと思うんですね。ですから私は、今2割とおっしゃってことに、なかなか進まないなと実はネガティブに考えていたのですが、選択肢の1つとして考えて、こういうやり方もあると思いました。どうしても、一番シビアにやる時はこういうやり方で、けれどもそこまでやる必要がない時は、懇話会という形もありですよということなのですね。それから、何かあと2つぐらいありましたよね。そういうことを選択肢にして、そのどれかをやっているということをトータルとしてポジティブに捉える考え方もあると思うんですね。

そうすると、今の2割から今後何割になるのでしょうか。もうちょっと増えるのではないかと思います。段々に上がって行って、これではまどろっこしいと思ったところは、また一段上に行くでしょうし、これで十分だと思えば、もうそれ以上、何も先生の人事に介入させるまでいかななくても、うまくやれるところはそれで良いでしょうし、やっぱりこの辺で一度いろんなことを考え直してみたらどうでしょうか。あまり、こうあるべきだと言わないで、ある程度地方自治的な、学校自治的な、そういう考えもあるんです。これはどちらが良いか分かりません。結論は無いのですが、少し柔軟に御検討いただきたいと思います。

それから、もう一つ細かいことで5ページの若葉台特別支援学校ですが、これは初めてですよね。初めてですから、必ずこれが前例になるんですけど、その前例の中で、学校関係者は事務局として参加となっています。これは前からあるようですが、私は未だにひっかかっているんです。15名ですから、1人はまだ余地があるんですよね。協議会になると、先生の人事についても物を言うとか、やっぱりちゃんとしっかりした人が1人そこにいないといけないと思いますし、事務局では少し違うのではないかなという気がしています。ですから私は、もし1人でも余地があれば、1人でもお入りになったほうがいいし、また次に設置される時にみんなそうなるってくと、また形が変わっていくかなと思います。これはむしろ柔軟にというよりも、もうちょっとリジッドに御検討いただいたらどうかと思います。

以上です。

今田委員長

ほかにありますか。どうぞ。

西川委員

すみません。この期間というのは、指定日なののでしょうか。平成26年4月1日から平成29年3月31日までということなのですが、これは期間が来るとまた変わるのですか。

上條指導企画課長

期間は3年ということで、期間が来るとまた再指定という形になります。今回再指定の議案も出させていただいております。3年経って再指定という形で現在

規則上なっております。

西川委員

それからまち懇と学校運営協議会は、大抵どちらも設定するところが多いんじゃないかなと思うのですが、その辺はどんな割合でしょうか。

上條指導企画
課長

すみません。先ほどもお話でちょっと出てきたのですが、学校運営協議会、それから学校評議員、まち懇と、3種類あると思います。学校運営協議会は、先ほどご説明しましたとおり現在109校になります。学校評議員のほうは30校になります。あとはちょっと引き算していなくて申し訳ないのですが、残りの学校がまち懇になっております。

西川委員

みんなまち懇はあるのですか。

上條指導企画
課長

はい。

西川委員

では100%ですよね。

今田委員長

この制度の元々の沿革から言うと、そのまち懇では少しある意味で思いの強い人にとって、自分たちの意見が必ずしもしっかり反映できていないと感じているのではないかと思います。

法律でもそういう意味で、この学校運営協議会というものができてきた。それは、法律上の位置付けがしっかりしているから、それに加わることによって、そこでの意見が学校経営の中に生かされます。しかし一方で、人事の部分にも言える部分があります。それから校長さんとしては、人によっては少しうるさいものになってしまうというものもあるでしょう。だから、その程度がなかなか難しいところなのでしょうが、一つはやっぱり、学校というものがどうしても世間的に言うと、かなり閉鎖的な世界だと言われていることがあると思います。それで、今の時代、これからやはりその地域の力をうまく変えたいというか、生かしていくという、そういう部分なのだろうと思います。しかし、メンバーを選んだり、いろいろと大変だということもあるでしょう。その辺の兼ね合いのところ、どうみんなが関わっていくかだと思います。意欲的な人は、それでもやっぱり良い知識の知恵があるところに行くのですが、一方で、大変なことはやってられない、まち懇でいいよという人もいるでしょう。

だから、裏腹の部分があって、ただ、中学では比較的少ないのですが、いつかの美しが丘中だったかと思いますが、専門部会を設けてやった時に校長先生がこうと言ってもなかなか聞いてもらえない場面で、地域の運営協議会の皆さんのいろんな意見の中で、先生もすんなり納得するような例もありました。ただ、フォーラムの時など、来ている人は限定されてしまっています。学校の持つ地域性みたいなのがあるから、一概にこれは運営協議会が全部良いとは言えないのかも分かりません。だから、この辺でどのように考えるのが良いのかと思います。地域の持つ雰囲気の中で、もうそんな堅苦しいことではなくて、日頃から十分機能しているような地域もあるでしょうし、その一方で気が付いていないのかも分かりませんし、だから、その辺の兼ね合いのところ、難しいと思っています。教育長、その辺はどうでしょうか。

岡田教育長

先生方の御指摘どおりで、新しい開発がどんどん起きている地域と、ずっと

その地域に根差して、地域の方たちに元々支えられて学校運営ができてきて、いろいろな学習体験も本当に丁寧に丁寧に地域の方が見てくださっているところと、やはり少しずつ違いがあるのかなと思います。それから、やっぱり子供たちの状況も様々ですので、そういう意味では、少し柔軟性が要るのかなということと、また私はやはり学識経験者が必ず入って、運営協議会を見てくださり、その学識の方々の、その学校への理解がとても大事だと思っています。それを学校側で探すというのは、なかなか難しい状況にありまして、事務局が幅広く学識の方をお探しできるような仕組みをつくることも少し必要かなということが、今実感としてあります。

今田委員長 京都などは、結構全部できているんでしょう。

上條指導企画課長 そうですね。

今田委員長 いろいろ意見があるということで、良い部分と、それから、既存のもので良い地域もあるでしょうし、その辺も踏まえてまた研究していただくのが大事かなと思います。
では、これについては意見が出尽くした感じですか。それでは、教委第77号議案については、他に御意見等がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認します。ありがとうございました。
次に、教委第78号議案「学校運営協議会を設置する学校の再指定について」所管課から説明をお願いします。

入内嶋指導部長 それでは、教委第78号議案、学校運営協議会の再指定につきまして、担当課長より御説明をさせていただきます。

上條指導企画課長 よろしく申し上げます。教委第78号議案の1ページをご覧ください。再指定について御審議をお願いいたします。

2ページ、3ページをご覧ください。提案理由は、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき、平成23年度に新規設置した20校と、平成23年度に再指定された15校が3年を経過するのに伴い再指定したいというためです。

再指定校ですが、3ページにあります35校、29協議会の再指定申請となります。なお、1の(4)の菅田中学校、菅田小学校、池上小学校、羽沢小学校と、(9)上白根中学校、四季の森小学校、(16)西金沢小中学校、(25)番の東鴨居中学校、鴨居小学校は、引き続き小中一貫教育推進ブロックの合同設置となります。

指定については、平成26年4月1日で、平成29年3月31日までの指定となります。

29協議会全て御説明すると相当時間がかかりますので、概要をまとめた資料を基に御説明をいたします。

4ページをご覧ください。これまでの主な成果と課題は、3 各校の申請概要

にまとめましたが、4ページの2 これまでの主な成果と課題で説明をさせていただきます。

2(1)の成果として挙げられた内容としては、学校の教育方針が地域や保護者に伝わることで、学校教育に対する理解や教育活動に対する支援を得ながら学校運営を推進することができた。

協議会委員の方々からは、地域や保護者の立場や視点で、また、学識経験者は、その専門性を生かした立場からの意見により学校の意識改革が進み、学校運営改善が図られた。

さらに、保護者や地域の協力を得て、体験活動や学習支援などの教育活動の充実が図られたという記述が多く見られました。

その一方、2(2)の課題としては、協議会委員の人数が15名以内と限定されているため、校内においても直接関わるのは管理職のみという学校も多く、協議会ニュース等話し合いの内容を発信しつつも、職員や地域・保護者の理解が広がらない部分も見られたり、費用を伴うものや教職員の勤務とかかわり、負担増につながるものなど、協議会からの意見に対しての対応や実践への反映のさせ方の難しさが上げられています。

また、協議会委員の引き継ぎや協議会開催の日程調整の困難さを挙げる傾向も見られました。

2(3)今後の取組について共通していることは、これまで築き上げてきた関係や取組を継続しつつ、さらに学校運営への参画促進や連携強化を進め、保護者や地域住民と学校が一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成を目指していくことであり、その具体的な手だてとしては、学校や地域の実情に応じて、学校地域コーディネーターの活用や学校評価との連動及び充実などが記されています。

各学校の詳細については、9ページ以降にございますが、4ページの3の各校の申請概要で特色のある協議会を御説明させていただきます。

特色のある協議会としては、4ページの(3)一番下になります。白幡小学校ですが、学校運営協議会の設置により、地域参画型の学校運営が進み、学校支援地域本部との連携で土曜授業を年間20回以上開催し、学習支援を行う取組が継続しています。

5ページをご覧ください。5ページの一番上(4)菅田中学校・菅田小学校・池上小学校・羽沢小学校では、合同の運営協議会の設置により、4校が同じ方向性で学校運営改善を進めていく上での客観性のある公平な学校評価を得て、小中一貫教育推進ブロックを生かした取組を推進し、本年度の優秀教育実践校となりました。

大分飛びますが、9ページをご覧ください。9ページにあります(27)市ヶ尾中学校は、学校運営協議会が中心となって、地域住民の持つ潜在的な教育力を学校づくりに向けて集約し、平成25年度の優れた地域における学校支援活動に係る文部科学大臣賞を受賞しております。

(29)一番下にあります東山田中学校は、開校以来9年間、毎月協議会を開催し、通算100回以上の開催実績がある協議会ですが、学校評価に地域住民の声を反映させることが可能となり、学校支援地域本部との両輪で学校支援を充実させています。

簡単ではございますが、以上でございます。御審議のほうよろしく願いいたします。

奥山委員

済みません。先ほどの新設の申請については、私も特に意見は無いのですが、やはりこの再指定のほうにつきましては、その実績ですとか、やり方だとかをきっちり評価をして次につなげるということがとっても大事ではないかなと思っています。

ここに課題が幾つか上げられていますけれども、この課題の中でも1つ目と言えば、例えば、委員の人数が限定されているということが本当に広がらない理由なのか。例えば、学校支援コーディネーター等の配置もあると思います。そういった方々を多く活用できているのか、何かいろんな人に配慮してなかなか進められないという理由がないのか、そういったことも含めて、もう少し再指定に当たっては、うまくいっている学校、それから、なかなかうまく進まない学校の理由というのを精査して、やはり良いものにつなげていくということがとても大事ではないかなと思っています。

たまに委員の方々の日程調整なども見ますと、もう少し動きやすい方々も中にいたらどうかとか、2部構成になっている学校が多いと思うんですけれども、そういった実務部隊が活動しやすい環境をどうやって作っていったらいいのかとか、そこは組織の作り方なのかかもしれないですけど、そういったところをもう少し分析していかないと、ただ、3年経ったので再指定ということでは、なかなか成果が表れてこないかなと思います。

もし2つできるとしたら、提案なんですけれども、先ほど教育長がおっしゃられたとおり、こういう複数の学校に関わっていらっしゃる有識者の方も何人かいらっしゃるのでは、どのような関わり方であればもう少し活性化できるのかというような視点で御意見をいただくとか、それから、109団体、学校、地域が指定されているということと言いますと、もう少しブロック毎、もしくは区毎で実践を共有する機会を作るとことで、もしかしたら懇話会のほうでもうまくやれている事例があるとしたら、地域連携をどんなふうに進めていっているのかというのをブロック単位できめ細やかに見ていくということも、必要ではないかなと思いました。それをやっていく時期に来ているのではないかなと感じました。

以上です。

今田委員長

ありがとうございました。
ほかに。どうぞ。

坂本委員

それについての御意見に全く賛成です。そういうふうになさったらいいと思います。

それから、ちょっとこだわって悪いのですが、教育委員会が適当と認めるものというのは、学校関係者ですよね。先ほどから地域の声を聞きたいということを目標にやっていたらいいんですけど、15名のうち6名も教育委員会が認めるものというのがあるんですね。例えば、市ヶ尾中学校、これはさっき良い例で言われたので、もしかしたら良いことに寄与してるかもしれませんが、常識的に考えて3分の1以上学校関係者が占めるというのは、趣旨に反すると思います。だから、そのところは上限は無いでしょうけれど、おのずと何かあるんじゃないかという気がします。大体のところは2名とか1名とか、それで、例えば先ほど私が新設のところでも申し上げた特別支援学校について、あちらは15名までいっぱい、あと1名しか入らないから、入れていないというんですけれども、1名というところはたくさんあって、特に5ページ一番上の4番について、これなどは4校もあるのに1校の代表だけが入っているんですね。それで先ほど表彰を受

けられたということですが、見事にうまくやっているので、何も関係者が多いから全員入れなきゃいけないということもないんですね。

ですからここは、町のほうの理由じゃなくて、教育委員会側のことですから、もうちょっとここは真剣に検討したらどうでしょうか。特に6名というのは、いかに何でも多過ぎる気がいたします。

それから、4ページの課題のところですけど、委員の人数が限定されているためとありますが、本当に議論しようと思ったら、15名超えたらできないですよ。欠席が4、5名あって十数名が一番いいんですよ、議論するのにね。これをどんどん増やしていったら意味が無いし、職員や管理職ではない職員とか、地域保護者の理解というのは、これを傍聴していただければいくらかでも理解を深められるわけです。

それから、多忙な委員の方々の協議会の日程調整というのは、これはちょっと甘え過ぎだと思えますね。もっともっと困難な委員会というのが世の中にいっぱいあるんですよ。もう超有名人がいっぱいで、それでもちゃんと調整してやっているんです。ある地元の人たちが15人集まるのに日程調整が困難なんて言っているのは、私はこれはちょっと甘いと思えますし、本当の課題としては認められない気がいたしますけれども、実態をよく調べてください。

以上です。

今田委員長

ほかに何か御意見がありますか。どうぞ。

西川委員

今の坂本委員のお話のように、課題のところなんですけれども、2つ目のところ、費用を伴うものや教職員の負担増につながるとあるんですが、費用というのは学校負担なんですか。

上條指導企画課長

この学校運営協議会の中でいろいろ御意見をいただく中で、なかなか難しいのですけれども施設の改修等でかなり費用の部分で御指摘をいただいている部分がございます。その部分の費用ということです。

西川委員

ということは、学校でやらなくて、ほかの場所を使ってやるということですか。

上條指導企画課長

いえ、学校の施設は場所という意味ではなく、施設改修の部分で御意見をいただくことがかなり多くあります。

西川委員

なるほど。

上條指導企画課長

学校も気付いて教育委員会とやり取りをしているんですけれども、それでもかなり委員の方たちからは、施設改修の部分で御指摘をいただくことがあります。でも、なかなかそれが現実にするのができないというのが、教育委員会の問題であることは確かなんですけれども、学校独自でやれることではないのでという部分があります

西川委員

わかりました。

教職員の負担増につながるものっていうのは、どんなことなのでしょう。その会に出ることによって時間がオーバーするというのでしょうか。

上條指導企画課長	例えば、かなり回数も多く開催されている学校もございますし、いろいろ求められる部分があると思います。その会に行くまでのその資料の準備であったり、その後、会が終わってからのまとめ等も含めて、教職員のほうの負担はちょっとあるかなと思います。
西川委員	御担当の方もそうなのですね。
上條指導企画課長	そうですね。
西川委員	なるほど。
今田委員長	皆さんそれぞれいろいろな経験がある中で、何かこう一方で長所があれば、どこかにやっぱり、それをやるための負担みたいなものがあって、完璧な制度なんていうのはないから、それこそどう理解していくかというところですね。あえて書けばこういうことなんだろうけども、何かこういうふうに言ってしまうと、やらされ感みたいなものがあるんですよね。得てして世の中そういうことあるんですよね。一方で、格好良く輝いている人がいると同時に、現場の実態の中で苦勞している人がいる。それを、どうモチベーションを高めていくかというのも、これもまた組織のリーダーの工夫なんでしょうけれど。それを課題というふうに、どううまく表現していくかというのは、また、知恵が要るかもわからないですね。
入内嶋指導部長	委員長、ちょっとよろしいですか。
今田委員長	どうぞ、どうぞ。
入内嶋指導部長	先ほど申し上げなかったんですけども、新規指定についても、再指定についても、先ほど間野先生や奥山先生から課題についてお話があったように、課題をいかに分析するかというところで、より良い方向性とか学校へ対する説得力とかをしっかりと分析しないと、やらされ感になってしまいます。ちょうどいい時期でもありますので、再指定と新規指定を御意見頂戴いたしましたので、私どものほうで来年度に向けてまた研究をさせていただきたいと思います。
今田委員長	よろしくをお願いします。 それでは、教委第78号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	それでは、原案のとおり承認します。御苦勞さまでした。 それでは、次に、非公開案件に入る前に、委員長選挙について事務局から説明をお願いします。
伊東総務課長	平成26年4月1日に教育委員会委員長の任期が満了となります。教育委員会委員長は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第1項で「教育長

今田委員長

本日の案件は以上です。
これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時08分]